

保護者様

お 知 ら せ

下記の感染症にかかった時は、学校保健安全法施行規則第19条の規定により生徒を登校させてはいけないきまりがあります。生徒が休んでいる間は出席停止となり、欠席にはなりません。

厳しい扱いのようですが、流行を防ぎ、多数の子どもの健康を守るための処置ですのでご協力下さい。

一日も早くよくなられるよう、職員生徒一同願っています。

病気がなおって登校される時は、下の用紙に医師の証明をもらって学校へ提出して下さい。

和歌山県立海南高等学校長

……………第2種学校感染症

インフルエンザ 百日咳 麻疹（はしか） 結核
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 咽頭結膜熱（プール熱）
風しん（3日はしか） 水痘（みずぼうそう）

……………第3種学校感染症

コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス
パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎
その他の学校感染症

和歌山県立海南高等学校長様

学 校 感 染 症 届

_____年 _____組 _____番 氏名 _____

上記生徒の学校感染症による _____ のため、

_____月 _____日から _____月 _____日まで休養を必要としましたが、

治癒したものと認めますので、登校することを許可します。

医師氏名

印

平成 _____年 _____月 _____日